

2 協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）

（令和2年8月31日付け2生産1005号農林水産省生産局長通知）

第1 基本的な考え方

1 ガイドラインの策定

協同農業普及事業の今後の運営の方向性を示すものとして、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）に基づき、令和2年8月に「協同農業普及事業の運営に関する指針（令和2年8月31日農林水産省告示第1693号。以下「運営指針」という。）」を定めたところである。

都道府県が運営指針を基本として「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、協同農業普及事業を実施していくために、運営指針を補足し、留意すべき内容を明らかにするものとして、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」を定めるものとする。

2 普及指導員の役割

協同農業普及事業において、普及指導員（運営指針第3の2の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）は、高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行うスペシャリスト機能、多様な関係者の有機的な連携構築や地域の合意形成促進等を行うコーディネート機能を有している。

また、普及指導員の活動においてこれらの機能を発揮し、地域を俯瞰しつつ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上及び地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援するものとする。

3 国と都道府県の役割

協同農業普及事業の運営に際しては、法の目的に沿って普及指導活動が効果的に行われるよう、国及び都道府県の双方が、以下の役割を果たすよう努めるものとする。

（1）国の役割

国は、協同農業普及事業全体の効果的かつ効率的な実施のため、農業政策の実施に必要となる技術の提供及び情報の収集・共有、試験研究機関や民間企業等との連携や都道府県間の連携促進、国民への情報発信を実施するものとする。

また、普及指導員の資質確保のための普及指導員資格試験の実施及び全体的な資質向上を図るための研修の実施、その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項を行う。

（2）都道府県の役割

都道府県は、国及び都道府県の農業政策の方針に基づき、普及指導活動の適

切な実施に必要な普及指導員の人員を確保するとともに、普及指導計画の策定・実施・評価が効果的に行われる体制を整備する。また、試験研究機関等との連携による地域の実情に即した技術の開発・普及や農業・農村に関わる多様な人材・機関との連携を促進する。さらに、普及指導員の資質向上のための実践的研修等の実施、都道府県内への情報発信、就農促進に資する研修教育の提供、その他協同農業普及事業の適切な実施に必要な事項を行う。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する事項

1 普及指導活動の課題

都道府県は、運営指針第2の1を基本として、協同農業普及事業において重点的に取り組む課題について、国や都道府県の施策の展開方向及び農業・農村を取り巻く状況、地域の特性等に即して、実施方針に記載する。

また、都道府県独自の課題に対応するために協同農業普及事業を実施する場合においては、当該内容を実施方針で明確にするよう努める。

2 普及指導活動の方法に関する事項

(1) 重点化すべき課題に対応した取組の推進方向

① 担い手の育成・確保に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

普及指導員は、青年層を始めとした農業の内外からの新規就農者の確保と早期の経営確立、定着促進のため、市町村、農業協同組合、教育機関、農業者、農地中間管理機構、農業委員会、民間企業等の関係者・関係機関と連携し、就農準備段階から経営開始後まで、一貫して支援する地域の就農受入体制に主として技術指導や経営指導の観点から参画し、新規就農等を支援する。また、人・農地プランの実質化及びその実行等の取組を通じ、次世代の担い手等への生産基盤継承の推進、新規就農者を含む担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成を支援する。なお、普及指導員は、担い手等の技術、経営状況、意欲等に応じて、支援内容を設定するよう努める。

また、女性の活躍を推進するため、女性が能力を発揮できる環境を整備するとともに、地域をリードする女性農業者を育成する。

さらに、農業青年クラブ等の主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や農業者研修教育施設の学生等が交流し、相互に学習できるよう努める。

② 地域における新技術導入支援及び新技術体系の確立

普及指導員は、現場指導者として、試験研究機関やICTベンダー、農業機械メーカー等と連携し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を組み入れた新たな技術体系の地域における検討や導入効果の検証等に参画し、効果的な技術体系の確立及びその改善を推進する。また、その結果を広く農業者等に示し、目指すべき技術体系のイメージを共有させることにより、確立された新たな技術体系の地域への導入と定着を図る。

③ 次世代型農業支援サービスの活用促進を通じた農業経営支援

次世代型農業支援サービスとして、ドローンや自動走行農業機械などの先端技術を活用した作業代行やシェアリング・リース、食品事業者と連携した収穫作業の代行等、様々なサービス展開が想定される。普及指導員は、こうしたサービスの活用による農業経営の発展に向け、農業生産工程管理（GAP）の手法で得られる農作業工程の整理・改善や経営分析等を通じた有効性の検証を支援するとともに、農業者のニーズ把握や地域で利用可能なサービスの情報収集・提供に努める。

また、地域において、農業者が共同でサービスを利用する場合や、新たにサービス体制を整備する場合は、合意形成等の取組を支援する。

④ 農村における多様な人材・機関との連携

普及指導員は、地域の多様な関係機関と連携して、運営指針に掲げる様々な農村の課題に対応するため、地域コミュニティの維持・強化等、地域ごとに異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材の活用促進に努める。

並びに、鳥獣被害対策に当たっては、地域ぐるみで行う侵入防止柵の設置、緩衝帯づくり等の環境整備、効果的な捕獲技術の普及等、地域の総合的な取組を支援する。

⑤ その他の基本的課題に対応した取組の推進

普及指導員は、海外需要や加工・業務用需要の増加等の国内需要構造の変化に対応した安定的な生産・供給体制の整備、新品種・技術の導入等による産地化を推進する。

また、生産段階でのGAPの導入、有害物質等による汚染防止・低減対策、農薬の適正使用等の取組、輸出に向けた海外の規制に対応した産地の取組を支援する。

気候変動や生物多様性の保全等への対応に当たっては、環境保全型農業や生産安定技術等の普及に加え、堆肥の施用や土壤診断に基づく土づくり等を支援する。

さらに、自然災害等のリスクに備えるため、農業保険の活用等を含めた経営の安定化に向けた取組を推進する。

（2）普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

① 農業者に対する支援の充実・強化

携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、活動記録及び普及組織（普及指導センター、農業革新支援センター等、普及指導員（農業革新支援専門員を含む）が属する組織）内の情報の共有、関係機関や農業者とのデータの相互利用、クラウドサービスなどのウェブサービスの利用等、普及指導活動へのICTの活用は、効率化・高度化等に有効である。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」の下での普及指導活動の展開への活用も期待される。国は、こうした有効活用事例を

都道府県と共有し、活用の推進を図るものとする。

都道府県又は普及指導センターから農業者や関係者に対する幅広くかつ迅速な情報発信に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を含むICTの有効性も検討の上、農業者等が情報を受け取りやすい形態を選択するよう努める。

また、ICTの利用に当たっては、情報セキュリティを確保する。

② 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成などに当たって、これら先進的な農業者等との協働に努める。また、将来の地域リーダー等の育成に努める。

③ 試験研究機関との連携強化

試験研究機関からの技術情報や課題解決策の提供は普及指導活動に欠かせないものであり、また、普及指導活動で得られた現場課題を研究開発に反映させるためにも、普及指導活動と研究開発の一体的な取組が求められている。農業革新支援専門員を始めとする普及指導員は、試験研究機関との連携の強化に当たって、以下に取り組むものとする。

ア 日頃から現場課題、技術の改善すべき点、ニーズの把握等に努め、これらを踏まえ、より実用性の高い技術の開発に向け、試験研究機関に対して積極的に情報提供し、意見交換に努める。

イ 公募型研究事業を含め、試験研究機関が生産現場での実証試験や農業者に対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の技術動向等についての知見を得るとともに、当該現場実証等の効果的な推進や有益な成果の普及に努める。

ウ 試験研究機関等が開催する各種セミナー等への参加、国や他の都道府県の試験研究機関との交流を深めること等により、研究開発の動向や最新の技術動向等についての知見を得るよう努める。

④ 民間企業等との連携強化

税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ICT、高度な機械化技術、民間企業等から農業者に対して知見が提供される分野では、提供された知見を積極的に活用する。その際、普及指導員は、民間企業等の関係者が求められる役割や強みを發揮できるよう、地域農業に係る幅広い知識に基づき、関係者の役割分担を明確にして活動に取り組む。加えて、民間企業等と農業者や地域の関係機関等とのコーディネートを含め、各個別分野にとどまらず取組全体の総括・点検等を行う。農業革新支援専門員は、連携と役割分担が適切に図られるよう、連携の状況や知見の内容等を把握するとともに、普及指導員と民間企業等との情報交換を促進するよう努める。

情報交換に当たって、普及組織は、農作物の生育情報や栽培管理に関する情報、最新の行政情報、生産現場の課題やニーズ、地域に関する情報等のうち、対外的に公表可能な情報を幅広く提供するよう努める。

また、国は、連携可能な民間企業等についての情報提供や全国段階での情報交換の推進を図るものとし、都道府県は、これを積極的に活用するものとする。

⑤ 都道府県間の連携

都道府県における横断的な課題に対応するため、国は、農業革新支援専門員等のネットワークづくりに努めるとともに、気候変動対策、自然災害への対応、家畜伝染性疾病や病害虫防除等の知見の集積と共有化を推進する。また、都道府県は、連携に係る国や他の都道府県からの依頼に可能な限り対応するよう努める。

⑥ 普及指導計画の策定と評価

ア 普及指導計画の策定

都道府県は、原則として毎年度、普及指導センターごとに、地域の課題と目標、普及指導活動の対象者、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及指導員等の配置や関係機関との役割分担等の活動体制を記載した普及指導計画を策定する。普及指導活動の目標は、可能な限り定量的に設定する。

普及指導活動の対象者は、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものとして、地域の課題や実情に応じ、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化や連携・統合を目指す集落営農組織、認定新規就農者を始めとした将来の担い手となる新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者等に重点化する。

イ 普及指導計画の評価

都道府県は、全ての普及指導計画について、毎年度、内部評価を行い、課題及び対象、目標、活動方法等の適切性や目標の達成状況を確認する。特に、目標未達の普及指導計画については、その要因を分析し、活動方法や活動体制の改善策を講ずるものとする。

また、より農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、以下を基本として主要な普及指導計画を選定した上で、毎年度、外部評価を実施する。

(ア) 外部評価委員の設置

外部評価委員は、先進的な農業者や地域リーダー、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者から選定するものとする。

(イ) 評価対象の選定

おおむね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう、計画的に評価対象を選定する。

(ウ) 評価項目

普及指導活動の対象及び目標設定の適切性、活動体制、目標の達成状況、内部評価の実施状況等について、幅広く客観的な視点から評価を受けるものとする。

(エ) 外部評価結果の取りまとめと公表

外部評価の実施者は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及び普及指導計画への反映状況等について、評価を実施した年度、又は、計画が終了した翌年度に、広報誌やウェブサイト等に公表するものとする。

これら内部評価及び外部評価の結果を踏まえ、適切に、次年度以降の普及指導計画の改善を図るものとする。

ウ 重点プロジェクト計画の策定

重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、農業革新支援センター等に集積した技術・情報を活用し、地域農業の現状と課題を踏まえ、普及指導センター等と連携して策定し、実施するものとする。

重点プロジェクト計画には、①3～5年後の目標、②具体的活動内容、③関係機関との連携内容、④普及指導活動の体制を含むこととし、民間企業等との役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容となるよう努める。

また、国は、重点プロジェクト計画の内容、実施状況及び成果について、全国的に情報収集し、都道府県と共有するとともに、広く国民に情報発信する。

⑦ 調査研究の適切な実施

国及び都道府県は、調査研究等の取組を普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に有効に活用するため、調査研究の成果発表、共通課題の検討、情報交換等のための研究会活動等の充実強化に努める。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

(1) 配置に関する考え方

法及び運営指針に位置付けられた普及指導活動が適切に実施されるよう、必要な資質を持つ普及指導員を確保し、地域において必要とされる専門分野等を考慮して配置する。また、長期的な資質向上や組織的な機能の発揮の観点から、普及指導員の経験年数及び在任期間等を考慮するものとする。

(2) 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

都道府県は、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保に当たり、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及指導センター等に配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図ることとする。

2 農業革新支援専門員の配置

(1) 配置に関する考え方

都道府県は、普及指導員の中でも高度な専門性を有する者を、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数、在任期間等を考慮し、農業革

新支援専門員として配置する。

(2) 農業革新支援専門員の業務内容

農業革新支援専門員は、地域の普及指導センターとの連携や役割分担を明確にしつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 試験研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整・推進
- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④ 普及指導員の資質向上
- ⑤ 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築（先進的な農業者等からの相談・支援対応を含む。）

(3) 農業革新支援専門員の担当分野

農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸、畜産、生産工程管理・農作業安全、持続可能な農業・鳥獣被害対策、担い手育成、自然災害対策、6次産業化、スマート農業及び普及指導活動並びに都道府県が定める分野とする。

(4) 農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や、関係機関等との高い調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業者研修教育施設における教育の経験等が通算して10年以上あり、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。

(5) その他

名称が「農業革新支援専門員」でない場合には、これが農業革新支援専門員であることが農業者に分かるよう配慮するものとする。

3 普及指導活動の総合的な企画調整等

普及指導活動の総合的な企画調整等の活動（都道府県における広域的な課題に関する普及指導を含む。）については、法第7条第1項第2号に規定する普及指導活動に含まれる。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、運営指針第4の1の人材育成計画は、実施方針の内容を補完するものとして、以下の項目をその内容に含めるものとする。

なお、人材育成計画は、おおむね5年ごとに見直すことが望ましい。

(1) 策定の趣旨

都道府県の状況に応じ、計画策定の趣旨、人材育成の目標及び体制、計画の位置付け、基本的な考え方等を記載する。

(2) 目指すべき人材像

現場の実態を把握する広い視野を持ち、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題に効果的に対応する高度な技術と知識により、積極的に普及指導活動を展開するために求められる普及指導員の人材像について記載する。

(3) 求められる資質

普及指導員の経験や役職等に応じた各段階及びその専門分野ごとに向上が求められる資質について、各普及指導員の資質を把握する方法等も含め、具体的に記載する。

(4) 人材育成に向けた取組方針

求められる資質を向上させるための具体的な取組について、調査研究の活用や情報共有等、研修以外の取組も含め記載する。特に、新任や経験年数の少ない普及指導員等の資質向上と早期育成に効果があるように留意する。

(5) 人材育成の推進体制

普及指導員の人材育成に際し、普及事業主務課、農業革新支援専門員、普及指導センター及びその他の部局や関係機関との連携、役割分担及び推進体制について記載する。また、普及指導活動経験が豊富な普及指導員退職者を積極的に活用するなど、組織の年齢構成等に対応した効果的な体制構築に留意する。

2 向上を図るべき資質

普及指導員は、G A P やスマート農業等の分野横断的に必要となる技術及び知識、その他協同農業普及事業において重点的に推進する取組並びに都道府県の実情に応じた課題に関する高度な技術及び知識の習得に努めるものとする。

また、普及指導活動を進める能力について、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組に責任を持って遂行すること等により、継続的に研鑽するものとする。

なお、都道府県は、農業革新支援専門員の配置に資するため、重点プロジェクト計画等の普及指導活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全国的な視野を持って農政推進を総括的に行うことができる人材の育成に努める。国は、これら都道府県の育成活動を支援する。

3 資質向上の方法

(1) 研修に係る国の役割

① 普及指導員等に対する研修の実施に当たり、国と都道府県の役割分担を踏まえた研修体系を策定する。普及指導員の各能力の確立期における研修体系の考え方、国段階及び都道府県段階における具体的な研修体系は別紙 1 を参考とする。

② 別紙 1 の研修体系に基づき、農政上の課題及び都道府県のニーズを踏まえ

つつ、全国及び地域ブロックで行うことが効果的かつ効率的な研修として、次のアからウについて年度ごとに計画を策定し、実施する。

ア 普及指導員等を対象に、別紙1に示す各能力の確立期において持つべき意識の醸成や普及指導活動の手法の高位平準化を図ることを目的とした研修

イ 農業革新支援専門員を始め、都道府県において指導的役割を担う普及指導員を対象に、国際水準GAPの普及・拡大、スマート農業の展開等の全国的な農政課題に係る知識や高度な技術の習得を目的とした研修

ウ 農業革新支援専門員を対象に、農政課題等を踏まえ、普及指導活動の高度化を図ることを目的とした研修

③ 全国及び地域ブロックで実施した研修について、講義資料等の情報を普及指導員等に提供する。

(2) 研修に係る都道府県の役割

第4の1に示す人材育成計画及び別紙1に示す研修体系に基づき、年度ごとの研修計画を策定する。研修計画の策定に当たっては、都道府県における普及指導活動の課題を踏まえ、実践的な内容を企画する。また、計画策定に当たっては、普及指導員の研修に対するニーズ、前年度に実施した研修の有効性等を把握し、それらを反映させ、効果的かつ効率的に実施する。

また、研修の実施に当たっては、研修体系における各能力の確立期に必要な国及び都道府県が実施する研修を計画的に受講できるよう配慮するとともに、普及指導活動に資する関係団体や民間企業が実施する研修等も活用する。

さらに、国及び関係団体や民間企業が実施する研修等の内容を伝達する機会を設けることや、都道府県における研修に活用すること等により、研修効果の波及を図る。

(3) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施する。また、研修の実施に当たっては、e-ラーニングや、ICTを活用したオンライン研修、テキスト・動画教材による予習及び復習など、各方法の特性を考慮し、研修効果の向上に資する工夫を検討する。

① 集合研修

講義のみならず、討議・演習・実習等のアクティブラーニングを取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

② OJT

トレーナーの設置等により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により計画的に実施する。

③ 派遣研修

習得を図ろうとする知識及び技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、民間企業等への派遣研修の実施を検討する。

(4) 多様な人材・機関との連携

研修計画の策定及び研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関、マーケティング、経営、G A P、I C T等に長けた民間企業等の多様な人材・機関と連携することが望ましい。

(5) 早期育成を必要とする普及指導員等の資質向上

普及組織において、普及指導活動経験の浅い普及指導員等が増加している。このため、普及指導センターにおいて、こうした普及指導員等のO J T等の実施状況や研修効果、意欲等について複数の者で確認するなど、当該職員の早期育成と資質向上を図るための体制整備に努める。また、普及指導センター長は、研修の進捗を管理するとともに、職員間のコミュニケーションの活発化等により、センター全体で当該職員を育成する機運を維持するよう配慮するものとする。農業革新支援専門員は育成体制を総括するとともに、普及指導センターに対し助言・支援を行う。

その際、普及指導活動を経験した退職者からの協力などにより、普及組織がこれまで培ってきた技術や知見の継承にも配慮する。

(6) その他の資質向上に係る取組

普及指導活動に資する資格の取得等、普及指導員の継続的かつ自主的な研鑽の取組を助長することや、普及指導活動事例の発表等の機会を積極的に設けることが望ましい。

第5 普及指導センター等の運営

1 普及指導センターの運営

(1) 普及指導センターの運営

都道府県は、普及指導員の活動により得られた知見の集約を始めとして、普及指導員等の活動を適切に支援できるよう、普及指導センターを整備・運営する。

また、産前・産後休暇や育児休業等による普及指導員の欠員については、当該普及指導センターにおける普及指導活動が継続して円滑に実施されるよう、代替職員の配置等に配慮するものとする。

(2) スマート農業等に関する相談等への対応

都道府県は、農業者等からのスマート農業等に関する相談に対応するため、試験研究機関や民間企業等と連携し、必要な情報を収集・整理するとともに、集めた情報や支援等を通じて得られた知見・情報が各普及指導センター等で共有されるよう努める。

(3) 退職者等の活用

都道府県は、普及指導員や農業高校教員、試験研究機関研究員等の退職者のほか、マーケティングや経営、G A P、I C T等の専門家について、普及指導協力委員制度等により、普及指導活動を補完する観点からも積極的に活用するよう努める。

2 農業革新支援センターの運営

(1) 必要となる情報の整備

都道府県は、農業革新支援センターの整備・運営に当たって、適切に役割を果たせるよう、国や都道府県の試験研究機関、大学、民間企業等における試験研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積に努める。

情報の蓄積を進めるため、国が開催する農業革新支援センター長会議や農業革新支援専門員ネットワーク会議等を有効に活用するほか、農業革新支援専門員のネットワークを活用する。

(2) 先進的な農業者等への周知

都道府県は、農業革新支援専門員等が先進的な農業者等とのパートナーシップを構築し、また、農業革新支援センターが先進的な農業者等からの相談に対応できるよう、農業革新支援専門員及び農業革新支援センターの業務内容について、先進的な農業者等に周知するよう努める。

(3) その他

名称が「農業革新支援センター」ではない場合には、これが農業革新支援センターであることが農業者に明らかになるよう、「農業革新支援センター」の看板の設置、会議資料等への「農業革新支援センター」の名称の記載等に努める。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

農業者研修教育施設における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するため、必要な取組を行うこととする。

1 研修教育の内容の充実強化等

(1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施

学生や研修生の経歴等が多様化（農家出身でない者、普通高校等出身者、社会人経験者及び女性の増加等）し、卒業後、雇用就農する学生が増加している状況を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施するとともに、大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格の取得の機会を提供する。

(2) 実践力が高まる研修教育の実施

先進的な農業経営者等による出前授業、長期現場実習、民間企業や試験研究機関等の先端的な機械等を活用したスマート農業技術に関する研修及び実習、生産計画から販売までを体験する模擬経営、国際的に通用する農業生産工程管理（G A P）の実践等の就農後の実践力が高まる研修教育手法を取り入れるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。

また、農業経営、労働安全、事業継続計画（B C P）等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等、法人で中核を担う農業者になるために必要な資質に関する教育を実施する。

(3) 指導職員の指導力向上

指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該

計画の評価を行なながら指導職員の資質の向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用を進める。

(4) 農業者研修教育施設の高度化

専門職大学化・専門学校化等を通じて、農業者研修教育施設の高度化を推進する。

2 就農支援の取組の推進等

(1) 就農支援の取組の強化

農業者研修教育施設は、卒業後に就農する学生等を増加させるために、普及指導センターや関係機関との連携を一層密にし、就農支援の取組を強化する。特に、今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人等に関する就農情報の体系的な収集・提供、学生や研修生と農業法人等とのマッチングを行う。

(2) 学生や研修生に対する就農への意識付け

学生や研修生に対して、研修教育期間の早期から定期的に就農相談、就農事例研究等を通じて就農への意識付けを行う。

(3) 卒業生へのフォローアップ

就農の促進や地域での就農後の定着が図られるよう、普及指導センターや関係機関と連携・役割分担の下、卒業生の定期的なフォローアップを行い、卒業生の状況に応じた支援や再研修等を実施する。

3 農業高校等生徒への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、農業高校や普通高校等（以下「農業高校等」という。）の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する高度な研修機会の提供、先進農業者や農業法人の見学、講演を受ける機会の提供、学校農業クラブ活動の支援等の取組を促進する。

併せて、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

4 社会人等への研修機会の提供等

農業者研修教育施設は、幅広い世代の就農希望者や新規就農者等が、栽培、病害虫、土壤・肥料、スマート農業、GAP等の農業技術や大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格の取得、簿記、マーケティング、労務管理等の農業経営に係る研修を受けられるよう、研修の機会を提供する。

(1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供

学生以外の、社会人を含む幅広い世代の就農希望者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業者研修教育施設において研修の機会を提供する。

また、先進的な農業者や農業法人等の農業者研修教育施設以外の場で研修を受けている者が、農業者研修教育施設において補完的に研修を受けることを希望する際には、研修受入農業者等や普及指導センターと検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

(2) 新規就農者等の定着を図る取組

新規就農者の定着を図るため、新規就農者の技術向上等の農業者のキャリアアップ、経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修の実施、大型特殊免許を始め必要となる資格取得の機会提供などに努める。

5 先進的な農業者等による外部評価の実施

外部評価は、原則として農業者研修教育施設で実施する全ての研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかどうかについて、先進的な農業者、卒業者、関係機関等を含む委員による評価を行う。また、農業者研修教育施設のPRや募集活動、就農支援活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。

外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

なお、外部評価の実施方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省生涯学習局まとめ）も参考にする。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

国は、世界の食料安全保障と途上国の経済成長に貢献するため、我が国の農業への影響に留意しつつ、海外技術協力を行う。

都道府県においても、海外の普及事業関係職員の研修等への対応に努めるとともに、技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等を推進することが望ましい。

また、協同農業普及事業の運営に当たっては、国及び都道府県は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資するよう配慮する。

別紙1 普及指導員の研修体系

各能力の確立期	研修体系の考え方	国段階	都道府県段階
実践指導力の確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及指導員として今後活動予定の者や普及指導活動経験の少ない新任の普及指導員等に対する、農政の推進方向、普及指導員の役割・目的意識の醸成、基礎的な普及指導方法の習得等の実践的な指導能力の向上に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業・農村の課題や関連施策に係る知識の習得に関する研修 ○ 担当分野に関する基礎的な知識・技術の習得に関する研修 ○ 農業経営の基礎的な知識の習得に関する研修 ○ 中堅普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な普及指導方法の習得に関する研修（OJT） ○ 調査研究方法に関する研修
専門指導力の確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るために、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の課題解決力の向上に関する研修 ○ 地域農業における課題の発見から解決に至るまでの一連の普及指導方法の習得に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県において重点的に取り組むべき農政上の課題や関連施策に係る知識・技術の習得に関する研修 ○ 担当分野に関する専門的な知識・技術の習得に関する研修 ○ 当該都道府県域において導入・普及すべき技術の地域における適合・実証に関する研修 ○ 当該都道府県の実態を踏まえた農業経営の診断・分析等に係る実践的な知識・技術の習得に関する研修
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。また、若手普及指導員等の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の課題解決力の向上に関する研修 ○ 新任の農業革新支援専門員に対する、農業革新支援専門員の役割・目的意識の醸成及び業務推進方法の習得に関する研修 ○ 農業革新支援専門員に対する、研究との連携、普及指導活動の総括機能の強化、普及指導員の資質向上及び先進的な農業者への支援方法等の実務能力の習得に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・農村の活性化等地域の総合的な課題を解決するための実践的な研修 ○ 緊急課題への対応力強化に関する研修 ○ 若手普及指導員等の指導及び助言に当たる普及指導員（トレーナー等）に対する都道府県の研修計画等に即したOJTの取組方法に関する研修
企画・運営能力の確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及指導活動の総体としての機能を發揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業革新支援専門員に対する、施策ニーズに対応した効果的な普及指導方法、普及指導員の育成方法等について研究・討議を行う研修 ○ 普及指導センター所長等に対する、農政、組織運営等に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県内の他部局や地域の関係機関との連携強化、都道府県情勢を踏まえた普及指導活動の企画・運営に関する研修

別紙2 農業者研修教育施設における取組

農業者研修教育施設は都道府県が条例等で定めるところにより設置し、○○県農業大学校等その目的にふさわしい名称とする。

また、次に掲げる養成課程、研究課程及び研修課程を置き、これらの相互の密接な関連の下に研修教育を行う。

1 養成課程

(1) 目的

就農希望者が、農業技術、農業経営、労働安全、事業継続計画（B C P）等リスクマネジメント、働き方改革を含めた労務管理等を学ぶための長期の研修教育を行う。

(2) 入学資格、研修教育の期間

- ① 入学資格を有する者は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。
- ② 研修教育の期間は2年とする。なお、必要がある場合は研修教育期間を1年とする養成課程を併設する。

(3) 専門区分及び専攻コースの設置

当該都道府県内の地域農業の状況等に応じて、専門区分を設けるとともに、さらに必要に応じて専攻コースを設ける。

(4) 研修教育の方法

① 科目

別表1を参考に都道府県内の地域農業の状況等を考慮して定める。なお、農業に関する科目については、実習、講義等を適切に組み合わせて、理論と実践がかい離しないよう留意する。

② 講義等

以下の事項を目的として、講義、実験、演習を行う。

ア 農業技術及び農業経営等に関する基礎的知識の習得及び就農に向けての実践的能力を養成する。

イ 農業及び農村に関する広い視野及び判断力並びに自学自習の姿勢を養成する。

ウ プロジェクト学習等を通じて、調査、研究の結果及び当該結果についての知見をまとめ、発表する能力を養成する。なお、プロジェクト学習においては、経営計画の策定等に資するテーマを設定する。

③ 実習

実習は、学生の意欲及び創意を生かすような計画の下、体系的に実施するとともに、学生の問題意識をとらえ、課題解決の能力を養うよう適切な指導助言を行う。また、先進的な農業者の下での長期の現地実習を取り入れる等、就農後に安定的な経営が行えるよう、実践的な実習を行う。

- ④ 養成課程の履修時間、その時間の割合等
- ア 履修時間
2年間の合計がおおむね 2,400 時間以上又はおおむね 80 単位以上
- イ 時間の割合
講義・実験・演習：おおむね 50 パーセント
実習：おおむね 50 パーセント
なお、上記の割合は、都道府県内の地域農業の状況等により、実習の割合を高めるなど弹力的に設定する。
- ウ 単位の計算
1単位当たりの授業時間は、講義及び演習についてはおおむね 15 時間から 30 時間まで、実験及び実習についてはおおむね 30 時間から 45 時間までの範囲内で、都道府県内の地域農業の状況等に配慮して定める。
- ⑤ 研修教育体制
研修教育の全部又は一部の期間、教育上の必要に応じて、寮制の下で研修教育を行う。

2 研究課程

- (1) 目的
養成課程の卒業者等に対して、経営環境の変化に迅速に対応するために必要な高度の経営管理能力等を養成する研修教育を行う。
- (2) 入学資格、研修教育の期間
- ① 入学資格を有する者は、短期大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認められた者（養成課程（研修教育の期間が2年のものに限る。）を卒業した者を含む。）とする。
- ② 研修教育の期間は1年又は2年とし、都道府県内の地域農業の状況等を考慮して定める。
- (3) 専攻区分の設置
都道府県内の地域農業の状況等に応じて、専攻区分を設ける。
- (4) 研修教育の方法
- ① 科目は、別表2を参考とする。
- ② 必要に応じて養成課程との合同学習、交換討議等を行い、両課程の関連を保ちながら、研修教育の効果的な実施を図る。
また、養成課程と研究課程で一貫した研修教育を行う場合は、両課程を統合した教育課程を設けることができる。この場合、教育課程を前期、後期に分割するなど、学生の意向や能力に応じた多様なカリキュラムを選択できるよう工夫する。
- ③ 研究課程の履修時間、その時間の割合等
- ア 履修時間
年間おおむね 1,200 時間以上又はおおむね 40 単位以上（ただし、研修教育

の期間が2年間の場合は履修時間おおむね2,400時間以上又はおおむね80単位以上)

イ 時間の割合

講義・実験・演習：おおむね50パーセント

実習：おおむね50パーセント

ウ 単位の計算

養成課程の取扱いに準ずる。

3 研修課程

(1) 目的

社会人を含む幅広い世代の就農希望者及びキャリアアップや経営発展を目指す農業者等に対して、農業経験や技術力及び経営力の習得状況に応じた研修教育を行う。

(2) 研修教育の期間

研修教育の期間は、1年以内を基本とし、都道府県内の多様な研修ニーズに応えられるよう効率的な運営を行う。

(3) 研修教育の方法

社会人の就農希望者に対する就農研修、新規就農者の定着のための技術等向上研修、農業者のキャリアアップ及び農業者の経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修等を実施する。

なお、経営力の養成については、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者との連携を強化する。

4 運営

(1) 農業者研修教育施設の長は、農業教育についての高度の識見及び農業・農村についての豊富な知識を有する等その職にふさわしい者とし、実践的な研修教育を効果的に行うのに必要な専任の指導職員を設置するよう努める。

(2) 先進的な農業者等を施設外から講師として招へいする。

(3) 生産実習施設、教育施設、宿泊施設、体育施設、演習・実験設備等については、実践的な研修教育を行うのに必要な規模を整備する。

(4) 都道府県知事は、農業者研修教育施設の管理運営及び研修教育に関する規程を定める。また、農業者研修教育施設は、毎年度研修教育計画を作成する。

(5) 就農希望者等が時間・場所について柔軟に講義を受けることができるようするため、農業者研修教育施設は、e ラーニングや I C T を活用したオンライン授業等の導入・充実を図る。

別表1 養成課程の科目の参考

科目	教科	研修教育 の方法
教養科目	農業者としての教養を高めるために必要な教科	講義、演習、実技
専門科目	農業政策、海外農業と食料、農産物貿易と流通、農業法規、作物、園芸、畜産、生物工学、作物保護、土壤・肥料、農薬、農業機械（利用、整備、安全）、農業気象、環境保全と農業、有機農業、農業土木と水利、I C T利活用（スマート農業技術を含む）、農業生産工程管理（G A P）、鳥獣害、労働安全、事業継続計画（B C P）等リスクマネジメント、働き方改革等の労務管理、農産物加工・貯蔵、6次産業化論、農産物輸出、ブランドと知的財産、消費者ニーズとマーケティング、個人情報管理、農業経営（自然災害への備えや農業保険を含む）、農業経営分析・設計、農業簿記、農業金融と経営資金、農業法人、組織・マネージメント論、経営戦略論、企業経営論、経営継承（家族経営協定を含む）、地域営農組織、農業協同組合、農村社会と生活、生活設計と経営、食の安全確保と消費者の信頼確保、食品衛生、食生活と栄養、食育、農村及び地域計画、農村環境及び景観、農福連携、多様な分野の連携と都市農村交流、先進農業者等派遣研修、卒業研究・卒業論文	講義、実験、演習、実習
専攻科目	農産 1 共通 育種と採種、植物生理、土壤と施肥設計、病害虫と防除計画 2 専攻 (1) 水稲 稻作及び土地利用型農業経営、水稻栽培、稻作機械施設利用、米の流通加工 (2) 畑(工芸)作物 畑(工芸)作物経営、畑(工芸)作物栽培、畑(工芸)作物機械施設利用、畑(工芸)作物流通加工	専攻科目ごとに共通の教科については講義、実験、演習とし、専攻の教科については講義、実験、演習、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。

	園芸	<p>1 共通 育種と採種、植物生理、土壤と施肥設計、病害虫と防除計画</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 野菜 野菜経営、野菜栽培各論、野菜機械施設利用、野菜流通加工</p> <p>(2) 果樹 果樹経営、果樹栽培各論、果樹機械施設利用、果樹流通加工</p> <p>(3) 花き 花き・花木経営、花き・花木栽培各論、花き・花木機械施設利用、花き・花木流通加工、造園、フラワーデザイン</p>	専攻科目ごとに、共通の教科については講義、実験、演習とし、専攻の教科については講義、実験、演習、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。
	畜産	<p>1 共通 家畜栄養、家畜飼養管理、家畜育種、家畜解剖、家畜繁殖、飼料作物、環境保全と糞尿処理、家畜生理、家畜衛生</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 酪農 酪農経営、乳牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、酪農機械施設利用</p> <p>(2) 肉用牛 肉用牛経営、肉用牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、肉用牛機械施設利用</p> <p>(3) 養豚 養豚経営、飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養豚機械施設利用</p> <p>(4) 養鶏 養鶏経営、鶏飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養鶏機械施設利用</p>	
	その他	専攻科目に必要な教科	

別表2 研究課程の科目の参考

科目	教科	研修教育 の方法
共通科目	農業法規、農政時事、国際農業、農業経営管理（計画・診断・分析のほか、自然災害への備えや農業保険を含む）、農業法人、会計システム、財務分析、税法、応用生物工学、流通・加工、先端農業技術、新需要、環境保全型農業、ＩＣＴ利活用（スマート農業技術を含む）、農業生産工程管理（GAP）、労働安全、事業継続計画（BCP）等リスクマネジメント、働き方改革等の労務管理、マーケティング、個人情報管理、6次産業化論、農産物輸出、農福連携、農村環境、環境デザイン、農業普及、専攻プロジェクト実習、指導実習、先進農業者等派遣実習、企業派遣実習、模擬経営実習、特別講義、卒業研究・卒業論文	講義、実験、演習、実習
専攻 科目	農産	稲作及び土地利用型農業経営管理、畑作経営管理、工芸作物流通加工、低投入・環境保全型作物経営、作物育種
	園芸	園芸経営管理、園芸流通加工、植物生長調節、園芸育種、低投入・環境保全型園芸経営
	畜産	畜産経営管理、畜產物流通加工、動物生命工学、畜産環境保全
	その他	専攻科目に必要な教科